平成２４年（フ）第４９５号
岡山市北区庭瀬269番地１　ＭＳＤハイツＩ104号
債務者　湯浅　　理
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０１６号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡120―２
破産者　柴山　美雪
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６０２号
神奈川県横浜市中区本牧間門41―21　佐藤方
破産者　入江　裕二
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８号
広島県呉市広本町２丁目15番６号
破産者　有限会社廣書房
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４２号
広島県呉市光町７番４号
破産者　山陽食品株式会社
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２５号
石川県小松市桜木町133番地１
破産者　篠岡建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６２８号
岡山市北区青江５丁目23番３号
破産者　大進物流株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６号
岡山市北区錦町８番16号
破産者　株式会社Ｒｅｇｕｌｕｓ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１号
愛媛県松山市南高井町522番地
破産者　東温青果株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
愛媛県松山市小浜甲545番地３
破産者　田房一商事有限会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６２号
福井県敦賀市櫛林32号15番地の４　ひばりケ丘町
破産者　山本　久美
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午後１時50分
平成24年10月10日　福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２２５５号
大阪府茨木市太田２丁目８―18　協和マンション106号、開始決定時の住所大阪府豊中市寺内１丁目10番８号
破産者　熊谷鉄筋こと　熊谷　賢二
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午後３時30分
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９０号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目６―４
破産者　松本　和美
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成24年12月17日午後４時
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７６号
名古屋市緑区砂田１丁目711番地　ミレニアムＡ103号
破産者　浅野　美喜
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午後２時50分
平成24年10月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４１６号
大阪市鶴見区安田４丁目８番26―206号、前住所大阪府東大阪市中小阪１丁目５番19号
破産者　齋藤　　武
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後３時30分
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第１３２３号
大阪市東住吉区湯里２丁目10番11号
破産者　株式会社鈴屋
1　期日　平成24年11月２日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第５０２号
福島県伊達市片町20番地
清算株式会社　株式会社片町企画
代表清算人　野田　拓男
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０３９号
東京都中央区八重洲２丁目10番３号
清算株式会社　花巻管理株式会社
代表清算人　永井　　清
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、唯一の協定債権者である国際興業株式会社（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社の財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　本協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本協定債権者が有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、本協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部